

住民票の氏名の漢字の取扱いについて（案）

住民票の氏名表記に関する一般原則

- 原則として、在留カード等（特別永住者証明書を含む。以下同じ。）の記載に倣う。

※ 参議院・総務委員会（平成21年6月30日）

・磯崎陽輔委員

一番大事なのがやはり氏名の記載についてであります。今言ったように、漢字文化圏である在日中国人あるいは在日韓国・朝鮮人の皆さんの住民票のまず記載の文字でありますけれども、これはアルファベットでやるんでしょうか、それとも漢字で書くことが可能なんでしょうか。

・久元政府参考人（総務省自治行政局長）

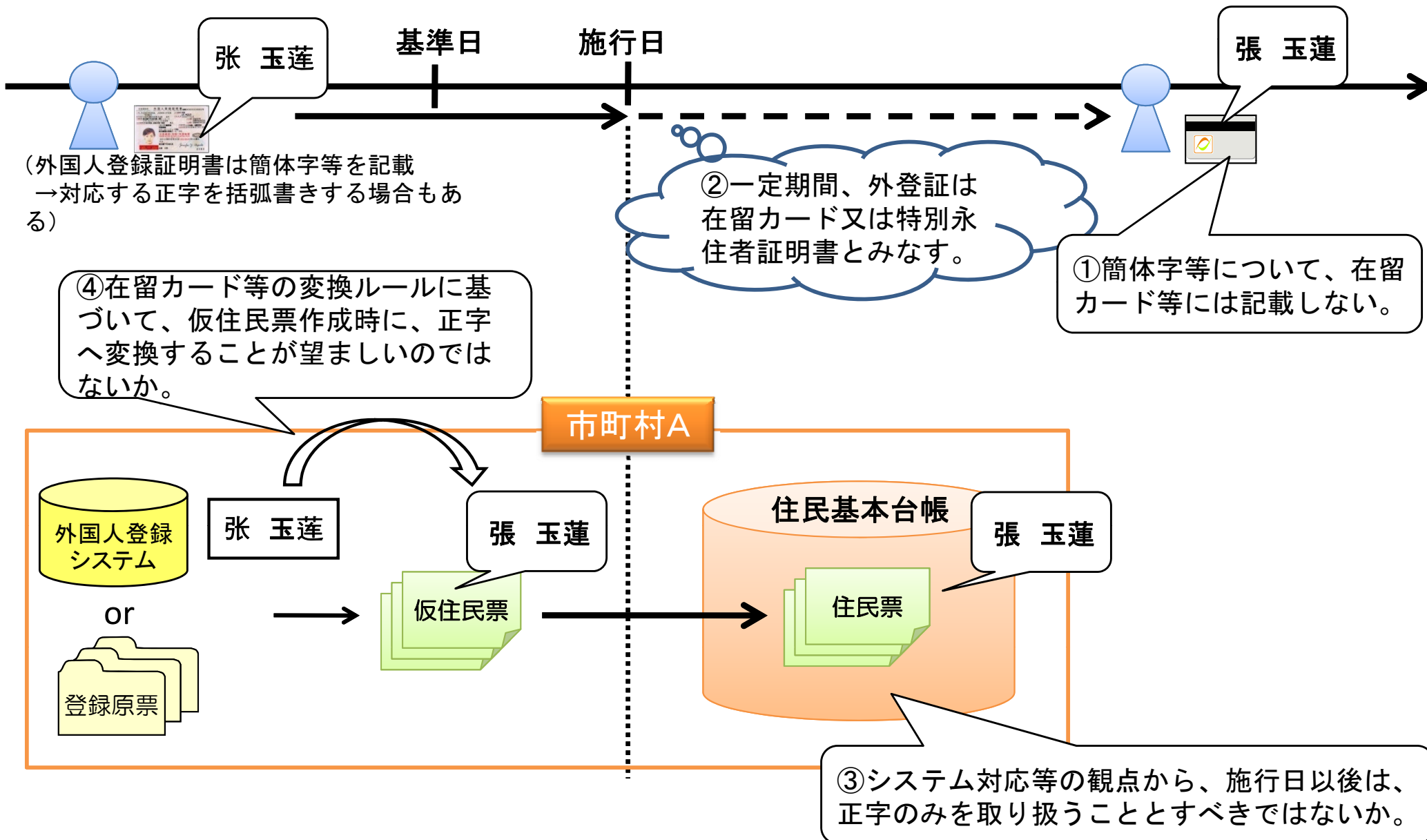
御指摘の住民票における氏名等の表記方法は、基本的に在留カード等の記載に倣うところでありまして、これまで法務省当局と事務的に調整をしている状況では、原則としてアルファベットで表記されることになるというふうに現時点では調整しておりますけれども、今後そこは法務省とよく相談をさせていただきたいと思います。

住民票の氏名の漢字表記に関する基本方針

- 漢字圏の外国人の氏名表記については、在留カード等の記載に倣い、住民票においても、原則としてアルファベットで表記するが、漢字での表記（アルファベットとの併記）を認める。
- 在留カード等の記載に倣い、漢字については、正字で記載する。
- 在留カード等に漢字表記（原則としてアルファベットとの併記）された場合は、いずれも入管法上の氏名として扱うことから、住民票上も、アルファベット表記及び漢字表記のいずれも氏名として取り扱うこととする。

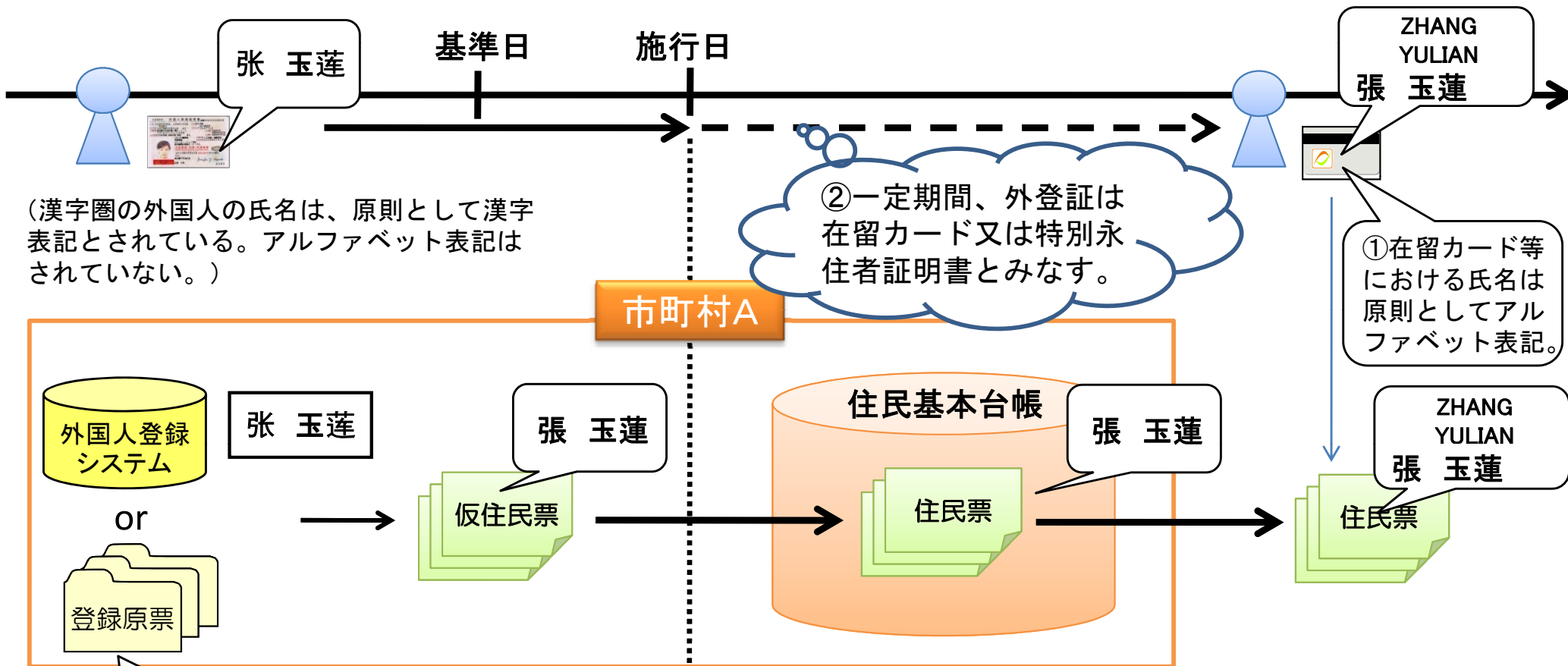
仮住民票作成時における簡体字等から正字への変換について

施行時に既に在留している漢字圏の外国人を想定



仮住民票作成時におけるアルファベット氏名の表記について

施行時に既に在留している漢字圏の外国人を想定



(漢字圏の外国人の氏名は、原則として漢字表記とされている。アルファベット表記はされていない。)

②一定期間、外登証は在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

①在留カード等における氏名は原則としてアルファベット表記。

③アルファベット併記名が登録されていれば、当該表記に基づいて、仮住民票のアルファベット氏名の記載を行うこととしてはどうか。

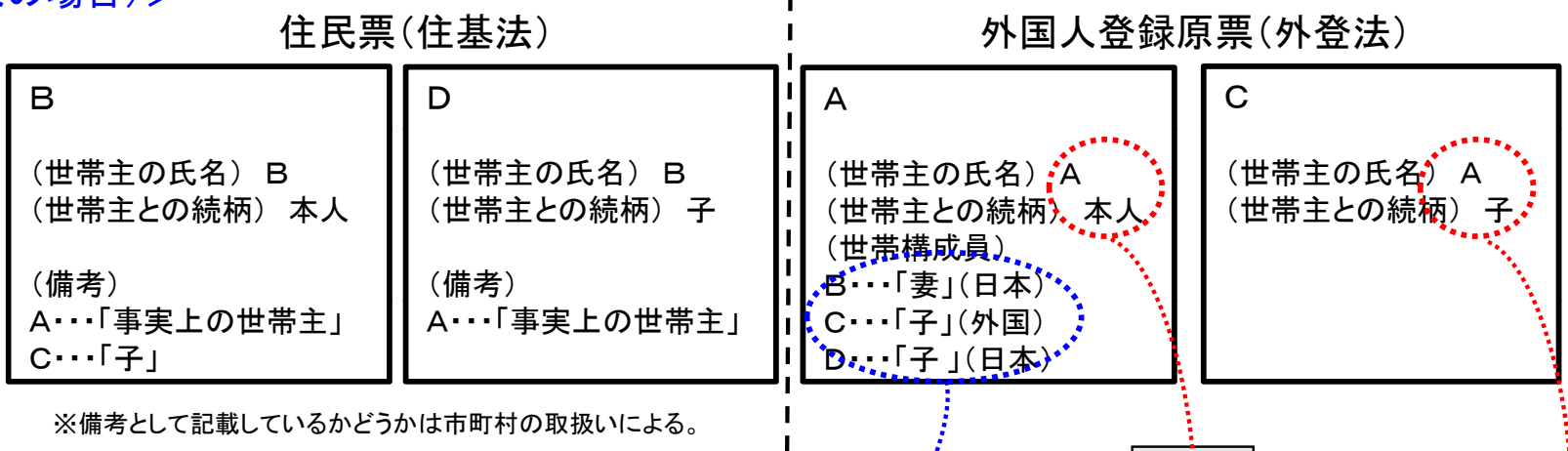
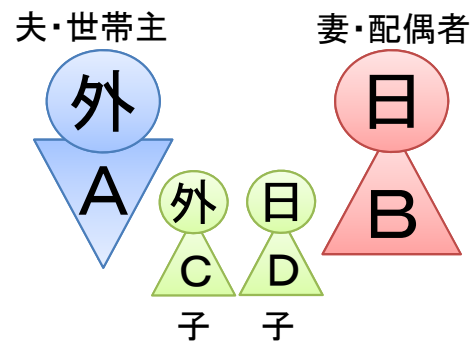
☆ 現行外国人登録において英字圏の外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記でLast、First、Middleの順序で登録することとされている。

→ 対応 (案)

仮住民票作成に当たっては、原票記載のアルファベット表記によることとし、在留カード等への切替えに際してアルファベット表記の記載順が異なった場合には、当該切替えに係る法務省からの通知に基づいて、職権修正することとしてはどうか。

複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について①

＜ケース1(世帯主が外国人の場合)＞



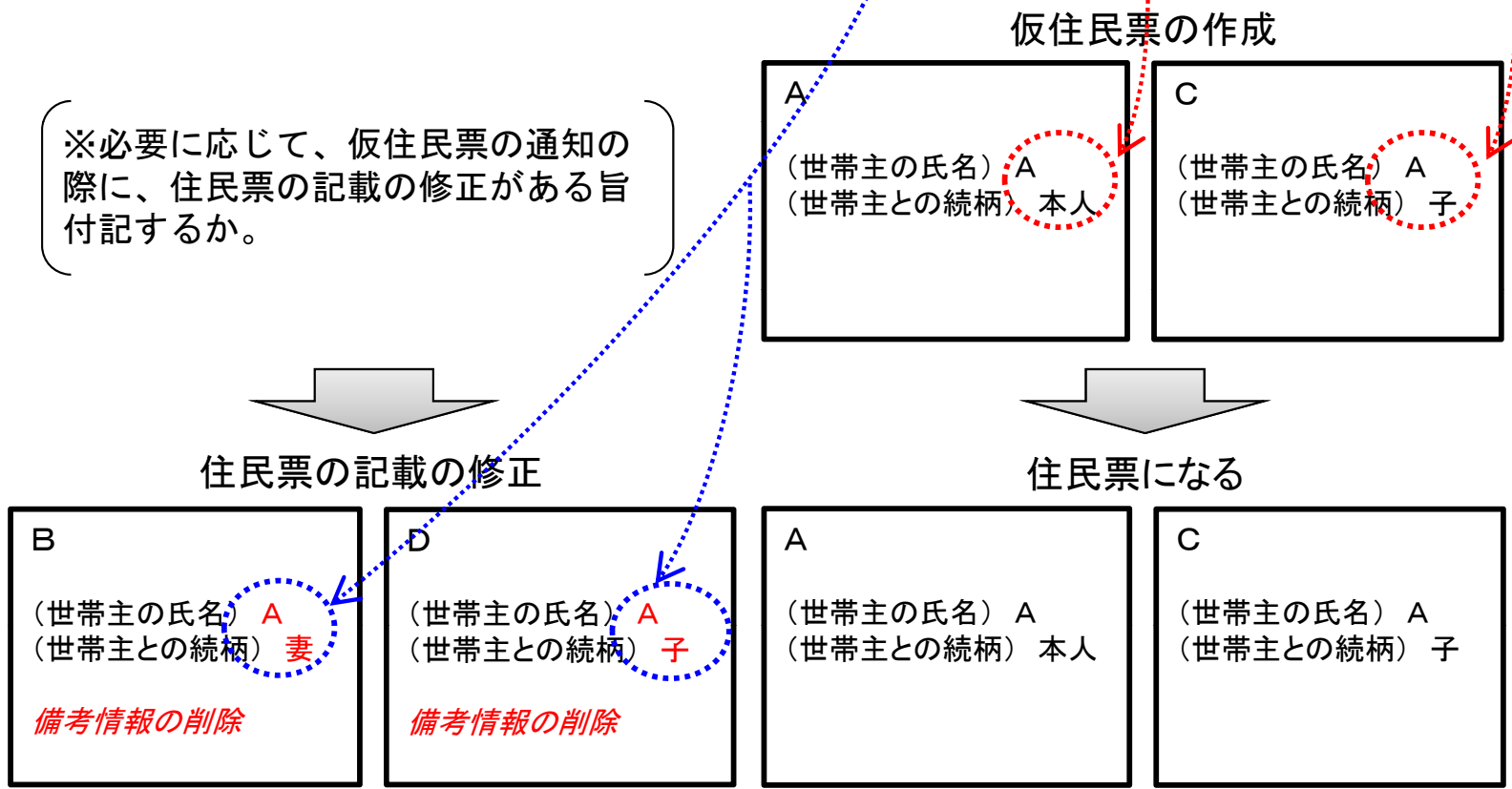
基準日

外国人A・Cの登録原票に記載されている世帯情報に基づいて仮住民票の世帯情報を記載する。

※必要に応じて、仮住民票の通知の際に、住民票の記載の修正がある旨付記するか。

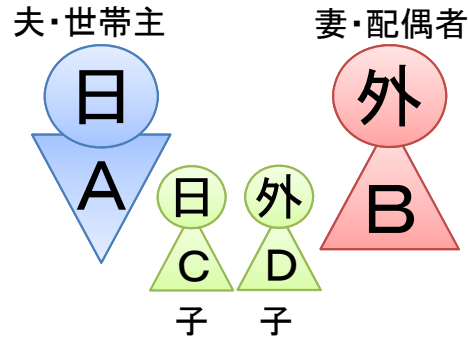
施行日

日本人B・Dの世帯情報を修正し、A～Dの住民票が1つの世帯として編成される。



複数国籍世帯における仮住民票及び住民票について②

<ケース2(世帯主が日本人の場合)>



住民票(住基法)

<p>A</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p> <p>(備考) B・・・「妻」 D・・・「子」</p>	<p>C</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

※備考として記載しているかどうかは市町村の取扱いによる。

外国人登録原票(外登法)

<p>B</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p>	<p>D</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子*</p>
---	--

※ 世帯構成欄は、世帯主の場合にのみ記載されるため、この場合は、Cは外国人登録原票には記載されず、世帯全員を把握するには住民票との場合が必要

*例えば、婚姻の際に養子縁組をしている場合

仮住民票の作成

<p>B</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p>	<p>D</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
---	---

住民票の記載の修正不要

<p>A</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 本人</p> <p><i>備考情報の削除</i></p>	<p>C</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
--	---

住民票になる

<p>B</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 妻</p>	<p>D</p> <p>(世帯主の氏名) A (世帯主との続柄) 子</p>
---	---

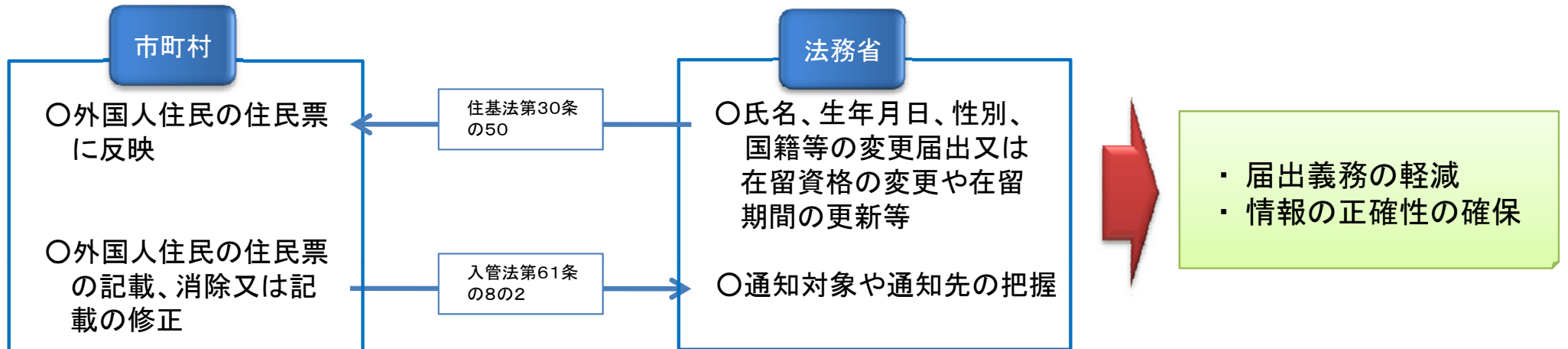
基準日

外国人B・Dの登録原票に記載されている世帯情報に基づいて仮住民票の世帯情報を記載する。

施行日

A～Dの住民票が1つの世帯として編成される。(日本人A・Cの世帯情報の修正不要)

法務省と市町村の情報のやりとり等について



○ 改正住基法第30条の50(以下、「法務省通知」という。)

法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項、国籍等又は第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

○ 改正入管法第61条の8の2 (以下、「市町村通知」という。)

市町村の長は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

←法務大臣通知を行うべき外国人住民の範囲及び通知先の市町村を正確に把握するため。

課題

- ① 法務省通知及び市町村通知を具体的にどのような場合に行うことになるのか
- ② 法務省通知及び市町村通知の際に具体的にどのような事項を通知することになるのか

法務省通知が必要な場面（案）について（1）

1 住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合に、法務省通知を行う（法務省通知により住民票の記載の修正を行う）。

① 中長期在留者

	事項 事由	氏名、生年月日、 性別、国籍・地域	中長期在留者 である旨	在留資格	在留期間	在留期間の 満了日	在留カードの番号
1	氏名、生年月日、性別、 国籍等の変更・訂正 （入管法第19条の10①）	○					○
2	在留カードの有効期間更新 （入管法第19条の11）						○
3	在留カードの再交付 （入管法第19条の12、13）						○
4	在留資格の変更許可 （入管法第20条③）			○	○	○	○
5	在留期間の更新許可 （入管法第21条③）				○	○	○
6	永住許可 （入管法第22条③）			○	○	○	○
7	在留特別許可 （入管法第50条①）			○	○	○	○
8	特別永住許可 （入管特例法第5条②）		○ 特別永住者 である旨	○ 削除	○ 削除	○ 削除	○ 特別永住者証明書 の番号

② 特別永住者

	事項 事由	氏名、生年月日、 性別、国籍・地域	特別永住者 である旨	(在留資格)	(在留期間)	(在留期間の 満了日)	特別永住者証明書 の番号
1	氏名、生年月日、性別、 国籍等の変更・訂正 （入管特例法第11条）	○					○
2	特別永住者証明書の 有効期間更新 （入管特例法第12条）						○
3	特別永住者証明書の再交付 （入管特例法第13条、14条）						○
4	在留特別許可 （入管法第50条①）		○ 中長期在留者 である旨	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 在留カードの番号